

潟上市議会改革推進会議設置要綱

平成25年9月12日

議会告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、潟上市議会基本条例（平成25年潟上市条例第27号）第21条の規定に基づき設置する潟上市議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 議会基本条例の運用及び検証に関する事項
- (2) 議会基本条例の見直しに関する事項
- (3) 議会基本条例の啓発に関する事項
- (4) 議会改革の推進に関する事項

(組織)

第3条 推進会議は、会派から選出された議員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 前項に規定する会派への委員の割当数は、会派構成員が4人以上の場合にあっては2人とし、4人未満の場合にあっては1人とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の任期の途中で新たに会派が結成され、当該会派から選出された委員の任期は、前項の規定にかかわらず、当該委員の選出の際、現に委員である者の任期満了の日までとする。
- 3 委員の任期の途中で会派が解散した場合は、当該会派から選出した委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、当該会派が解散した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 3 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議には、オブザーバーとして議長が出席するものとする。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決する

ところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。